

## 告 示

### 埼玉県告示第千六百五十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルエツ松原店

埼玉県草加市栄町三丁目千九一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 敷地周辺の道路上は、草加市自転車の放置防止に関する条例第七条第一項に規定する自転車の放置禁止区域となっております。路上駐輪があった場合、警告及び撤去の対象となるため、届出のとおり不正駐輪の監視を徹底くださいますようお願いいたします。

(2) 草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例では、店舗面積二十平方メートルにつき一台以上を収容できる駐輪場の確保が必要と定めていきます。今後開発の変更等がある場合は駐輪場の増設をご検討いただきますようお願いいたします。

#### 二 縦覧期間

平成二十六年十二月二十六日から平成二十七年一月二十六日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター